

お客さま各位

三井住友信託銀行株式会社

京阪・三井住友信託マネークラブ会員規約の改定

京阪カードのカードブランド変更に伴い、2025 年 10 月 1 日付けで京阪・三井住友信託マネークラブ会員規約を変更します。
内容については新旧対照表をご参照ください。(変更部分は下線部)

【新旧対照表】

京阪・三井住友信託マネークラブ会員規約	
改定前	改定後
第1条 京阪・三井住友信託マネークラブ 京阪・三井住友信託マネークラブ(以下「本クラブ」といいます。)は、当社所定の本クラブ提携サービス利用申込書による申し込みを行い、以下の条件を満たしたお客さまに対し、当社が定めた各種商品・サービスおよび株式会社京阪カード(以下「京阪カード」といいます。)が運営するおけいはんポイント(以下「ポイント」といいます。)に関する特典を提供する会員制サービスです。 ①日本国内居住の京阪カードが発行する京阪カード(e-kenet Visaカード)の会員(以下「カード会員」といいます。)であること ②ユア パートナー総合口座を開設していること、または入会と同時に開設すること ③本クラブ提携サービス利用申込書に有効なカード会員番号を明記し入会申し込みを行うこと (略)	第1条 京阪・三井住友信託マネークラブ 京阪・三井住友信託マネークラブ(以下「本クラブ」といいます。)は、当社所定の本クラブ提携サービス利用申込書による申し込みを行い、以下の条件を満たしたお客さまに対し、当社が定めた各種商品・サービスおよび株式会社京阪カード(以下「京阪カード」といいます。)が運営するおけいはんポイント(以下「ポイント」といいます。)に関する特典を提供する会員制サービスです。 ①日本国内居住の株式会社ジェーシービーが発行する京阪カード(e-kenet JCB カード)の会員(以下「カード会員」といいます。)であること ②ユア パートナー総合口座を開設していること、または入会と同時に開設すること ③本クラブ提携サービス利用申込書に有効なカード会員番号を明記し入会申し込みを行うこと (略)

第6条 届出事項の変更等 (1)会員が届け出た住所・氏名・<u>カード会員番号等</u>に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の手続きにより届け出てください。この届け出がないことにより、サービスの提供ができないなどの事態が生じても、当社はその責を負いません。 (2)届け出のあった氏名、住所に宛てて当社が通知または送付書類等を発送した場合には、延着しまたは到着しなかった時でも通常到着すべき時に到着したものとみなします。 (略) 第9条 京阪カードとの情報交換 (1)会員は、当社が会員にかかる氏名・<u>カード会員番号等</u>のポイント加算に必要な情報を京阪カードに提供することに同意します。 (2)会員は、そのカード会員資格を喪失した場合に、京阪カードから当社に直接にその旨の情報が提供されることに同意します。 (3)会員は、京阪カードにおけるカード会員資格状態が変更になった場合に、京阪カードから当社に直接にその旨の情報が提供されることに同意します。 (4)当社は本クラブ会員および京阪カードから得た情報を当社が定める「個人情報の利用目的について」に則って厳正に管理し、当該「個人情報の利用目的について」に定める利用目的および特典提供目的以外の目的に利用しないこととします。 (略)	第6条 届出事項の変更等 (1)会員が届け出た住所・氏名・<u>京阪お客様番号等</u>に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の手続きにより届け出てください。この届け出がないことにより、サービスの提供ができないなどの事態が生じても、当社はその責を負いません。 (2)届け出のあった氏名、住所に宛てて当社が通知または送付書類等を発送した場合には、延着しまたは到着しなかった時でも通常到着すべき時に到着したものとみなします。 (略) 第9条 京阪カードとの情報交換 (1)会員は、当社が会員にかかる氏名・<u>京阪お客様番号等</u>のポイント加算に必要な情報を京阪カードに提供することに同意します。 (2)会員は、そのカード会員資格を喪失した場合に、京阪カードから当社に直接にその旨の情報が提供されることに同意します。 (3)会員は、京阪カードにおけるカード会員資格状態が変更になった場合に、京阪カードから当社に直接にその旨の情報が提供されることに同意します。 (4)当社は本クラブ会員および京阪カードから得た情報を当社が定める「個人情報の利用目的について」に則って厳正に管理し、当該「個人情報の利用目的について」に定める利用目的および特典提供目的以外の目的に利用しないこととします。 (略)
	<u>2025 年 10 月 1 日</u> 現在